

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立本村小学校

校長名 赤羽根 智

令和6年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校教育目標「創る・思いやる・活きる」を受けて、特別支援教室の教育目標を以下のよう

○じっくり考え表す（互いに考えを深め合い、創造していく児童の育成）

○優しさをもって助け合う（自他のよさに気付き、互いに認め合う心豊かな児童の育成）

○自らすすんで活動する（健康で、何事にも意欲的に活動する児童の育成）

教育目標の達成に向け、特別支援教室での小集団指導や個別指導を通して、障害の克服と状態の改善を図り、在籍学級への適応改善と完全退室を目指す。

(1) 自立を目指し、生活に必要な知識・技能・態度・習慣を身に付けさせる。

(2) 自己肯定感を高め、情緒の安定を図る。

(3) 自立活動を行うことを通して、苦手意識の克服を図る。

(4) 豊かな表現力やコミュニケーション能力の育成を図る。

(5) 感覚統合・環境把握の能力の育成を図る。

2 教育目標を達成するための基本方針

(1) 一人一人の障害の状態や特性・発達を把握し、個に応じた指導の目標や手だてを明確にした連携型個別指導計画を作成して、指導の充実を図る。

(2) 在籍学級での適応状況を把握し、その変化に応じて、適切な退級を行うことができるように計画する。

(3) 自立活動を通して自己肯定感と意欲の向上を図る。

(4) 小集団指導や個別指導の充実を図り、適応改善に努める。

3 指導の重点

- (1) 自分の気持ちや行動を調整する力を身に付けさせ、情緒の安定を図る。
- (2) 対人関係において、自他の区別ができるようにするとともに、コミュニケーション能力を身に付け、楽しく心地よい関わりを維持できるようにする。
- (3) 自立活動において、日常生活や学習活動に必要な基本的態度及びソーシャルスキルの習得を図る。
- (4) 自分に合った学習方法を知り、普段の教科学習や日常生活において活用できるようにする。
- (5) 指示やルールに従って体を動かしたり運動したりする経験を通して、自分の体に意識を向けさせ、自分の動きを調整する力を身に付けさせる。

4 その他の配慮事項

- (1) 教職員の特別支援教育に関する理解を深め、特別支援教育コーディネーターを中心に、巡回指導教員やスクールカウンセラー、特別支援教室巡回相談心理士等と連携し、組織的な対応の体制を構築する。
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心として、学級担任と巡回指導教員との連携・協力を密にし、指導体制の工夫・改善をする。
- (3) 特別支援教育コーディネーターが、校内特別支援教育委員会の運営を担い、在籍学級や家庭・関係諸機関との連絡・調整をして指導効果を高めるように努める。
- (4) 校内特別支援教育委員会で作成する学校生活支援シートを活用し、個々の課題の把握や連携型個別指導計画を作るための資料とする。
- (5) 特別支援教室専門員を活用し、在籍学級の担任と巡回指導教員との連携を図る。